

安全性優良事業所に対しては、 国土交通省等から様々なインセンティブが付与されています

(令和7年度時点)

国土交通省	違反点数の消去	通常、3年間となっている違反点数の付与期間について、違反点数付与後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数が消去されます。
	1 T点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による事業所間等での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所の認定を、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
	基準緩和自動車の有効期間の延長	基準緩和自動車が適切に運行されている場合、緩和の継続認定において、有効期限が無期限に延長（通常4年間）されます。
	特殊車両通行許可の有効期間の延長	特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期間が最長4年間まで延長（通常最長2年間）されます。（トレーラ連結17m超は2年に延長）
	特定技能外国人の受け入れ	特定技能外国人を受け入れ「所属機関」となるための要件の1つとして定められています。
全日本トラック協会	助成の優遇	都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。 ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額（通常7割→全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台につき、2分の1、上限2万円の助成 ③経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業 ・経営診断助成額の増額（通常8万円⇒10万円） ・経営改善支援助成額の増額（通常12万円⇒13万円） ・運賃交渉支援助成額の増額（通常最大32万円⇒最大36万円） ④自動点呼機器導入促進助成事業 ・導入台数上限の緩和（通常1事業者1台⇒1事業者2台） ・助成額上限の増額（通常1台分10万円⇒2台分20万円）
損保会社等	保険料の割引	損害保険会社及び交通共済の一部では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。

※最新の内容は全日本トラック協会のホームページでご確認下さい。



「安全性優良事業所」認定のGマークは、厳正な審査により高評価を得た事業所のみにも与えられる“安全性”の証です。
Gの由来はGood「よい」、Glory「繁栄」の頭文字Gを取ったものです。

「安全性優良事業所」認定制度の詳細を知るには？

安全性優良事業所（Gマーク事業所）は、全日本トラック協会のホームページにて、事業所名、住所、電話番号を公表しています。また、認定事業所の希望により、ホームページへのリンク及び主な輸送品目を掲載しています。

安全性優良事業所トップページ

Gマーク

検索

<https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark.html>



お気軽に
お問い合わせ
ください

認定の要件は、法令を遵守し、安全運行を心がけている事業所にとっては、必ずしも難しいものではありません。認定を受けるためにどのような取組が必要か、申請書の記載方法や必要書類など、お気軽に都道府県トラック協会又は全日本トラック協会にお問い合わせください。

安全への 取り組みを見える化! Gマークを 取得しませんか？



認定事業者は、様々な面で取得による効果を実感しています。

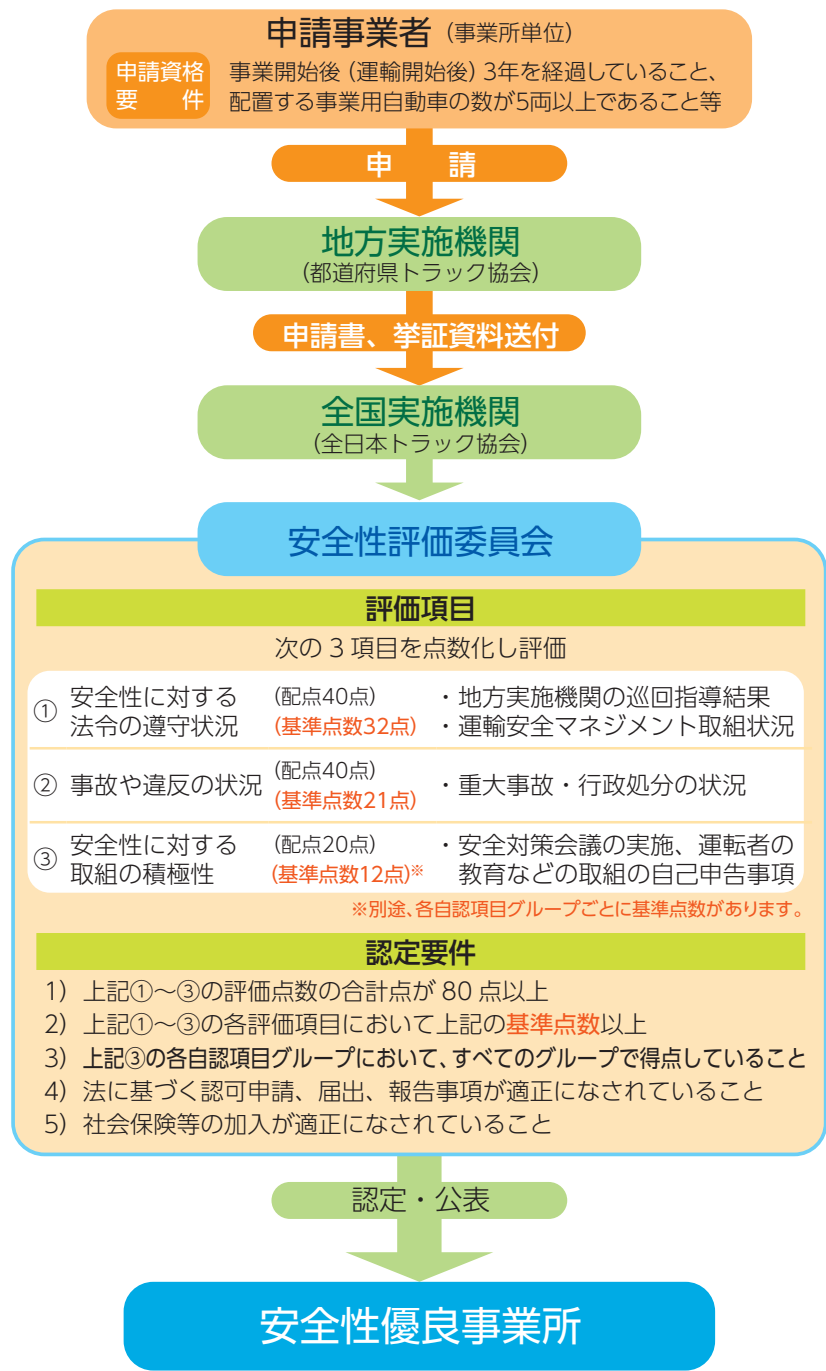
- 1 Gマークをつけて走ることで常に見られているという意識を持つようになり、ドライバーにプロの模範であるという自覚が芽生え安全に対する意識が高まりました。(A 運送)
- 2 これまで曖昧だった安全対策がGマークの取得をきっかけに明確化され、会社全体で統一した安全管理方法が根付きました。(B 物流)
- 3 社内の安全会議などで問題提起や対処法について積極的に意見が交わされるようになり、自発的な安全推進活動への提案や実践が行われています。(C 通運)
- 4 安全に力を入れている会社、従業員を大事にしている会社と評価されるようになり、荷主や同業他社とのコミュニケーションが活発化して営業活動がやりやすくなりました。(D 運輸)

「安全性優良事業所 認定事例集」より抜粋。

国土交通省が推進するGマーク認定制度！

「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する
安全・安心な運送事業所です

令和7年3月末現在、全国で29,142事業所（全事業所の34.0%）のトラックがGマークを付けて走っています。



★★★★★★ 評価結果の活用で更なる安全向上へ ★★★★★★

審査を行った全ての事業所に対して、各評価項目の評価結果を通知します。これにより事業所の各項目の状況が確認できますので、今後重点を置く項目など更なる安全への取り組みを行う上で活用することができます。

どのような内容が評価されるのでしょうか？

(令和7年度時点)

I. 安全性に対する法令の遵守状況（配点40点・基準点数32点）

中項目	小項目	配点
1. 事業計画等	(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1
	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1
	(2) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1
2. 帳票類の整備、報告等	(3) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1
	(1) 運行管理規程が定められているか。	1
	(2) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	1
3. 運行管理等	(3) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	1
	(4) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3
	(5) 過積載による運送を行っていないか。	3
	(6) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3
	(7) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	1
	(8) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1
	(9) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1
	(10) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3
	(11) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	2
	(12) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2
4. 車両管理等	(1) 整備管理規程が定められているか。	1
	(2) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	(3) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1
	(4) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3
5. 労基法等	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	1
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。	1
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	3
6. 運輸安全マネジメント	(1) 運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	2
	小計	40

注：①項目毎に、巡回指導結果が「適」の場合は加点し、「否」の場合は加点しません。なお、巡回指導後に改善されても加点しません。
②事業所により該当しない項目がある場合、当該項目は加点します。
③巡回指導時に書類不備等により判定できなかった項目は加点しません。

II. 事故や違反の状況（配点40点・基準点数21点）

中項目	小項目	配点
1. 事故の実績	申請を行った年の11月30日から過去3年間に、事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則（国土交通省令）第2条各号に定める事故がないか。	20
2. 違反（行政処分）の実績	申請を行った年の11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。	20
小計		40

注：①事故の実績について、上記に該当する有責の第一当事者となる事故がある場合は0点、無い場合は20点とします。
②違反（行政処分）の実績について、累積点数が20点以上の場合は0点、20点未満の場合は、(20点)－(累積点数)で求めた得点を加点します。

III. 安全性に対する取組の積極性（配点20点・基準点数12点）

自認項目	配点
グループ1 運転者等の指導・教育（(1)～(4)から最低1項目・最大3項目選択 各3点計9点）	
(1) 自社内独自の運転者研修等の実施（50%未満は1点）	3(1)
(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣（選任運転者等以外は1点）	3(1)
(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実績の把握に基づく指導の実施	3
(4) 安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施	3
グループ2 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施（(1)～(3)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点）	
(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2
(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施	2
(3) 荷主企業、協力会社又は下請け会社との安全対策会議の定期的な実施	2
(4) 事業所内での交通事故防止や輸送の安全に対する意識向上に向けた取組の実施	2
グループ3 法定基準を上回る対策の実施（(1)～(4)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点）	
(1) 特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断（一般診断）の実施	2
(2) 効果の高い健康起因事故防止対策（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS）の実施	2
(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着（一部装置は1点）	2(1)
(4) ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況	2
グループ4 その他（(1)～(6)から最低1項目・最大3項目選択 各1点計3点）	
(1) 健康起因事故防止に向けた取組（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS以外）	1
(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1
(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審（上記(2)ISO等安全や環境に関する認証の取得から分離）	1
(4) 過去3年間に内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1
(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1
(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1

注：申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。4グループすべてから得点しなければなりません。